

答申第137号（諮問第193号事案）

答 申

第1 審査会の結論

平成24年5月31日付け教第112号及び平成24年5月31日付け教第113号で宮城県教育委員会が行った決定は、妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

1 異議申立人は、平成24年4月26日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定により、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、下記に掲げる行政文書について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(1) ○○（前・○○）氏の処分歴全て（訓言，嚴重注意含めて全て。○○時代からのものすべて）

(2) 上記前○○の退職願及び退職に関する文書全て。

2 実施機関は、条例第6条第1項の規定により、上記1(1)については、行政文書が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することになるとして、条例第11条の規定により、行政文書の存否を明らかにしない決定（平成24年5月31日付け教第112号。以下「本件処分1」という。）を、上記1(2)については、対応する行政文書として「○○氏に係る退職内申書類」（以下「本件行政文書」という。）を特定した上で、本件行政文書を開示しないとして、非開示決定（平成24年5月31日付け教第113号。以下「本件処分2」という。）を行い、次のとおり理由を付して、異議申立人にそれぞれ通知した。

(1) 行政文書の存否を明らかにしない理由

・情報公開条例第11条該当

請求内容には、行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、情報公開条例第8条第1項第2号に規定する非開示情報を開示することとなるため。

(2) 行政文書の開示をしない理由

○である公人」という点である。

〇〇氏の処分歴については、文書存否を非開示にする理由はなく、出来事の大きさから考えても、〇〇必要な情報は明らかにされるべきことと考える。

退職の届けに関しても、〇〇退職をした理由は、出来事の大きさから考えても、明らかにされるべきことと考える。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件処分1について

・条例第11条該当

当該異議申立てに係る開示請求内容に記載されている特定の個人の処分歴は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものであることから、条例第8条第1項第2号に規定される非開示情報に該当するものである。また、情報の性質により、行政文書が存在しているか否か答えるだけで、非開示情報を開示することになるものであることから、条例第11条に該当するとして、行政文書の存否を明らかにしない決定をすることが妥当であると判断したものである。

2 本件処分2について

本件行政文書は、県費負担教職員の任免等の内申に関する規則（昭和31年宮城県教育委員会規則第10号。以下「規則」という。）の規定により、市町村教育委員会から県教育委員会に提出されたものである。

・条例第8条第1項第2号該当

本件行政文書には、退職者の氏名、生年月日、学歴等の個人に関する情報が記載されており、特定の個人が識別され得るものであることから、条例第8条第1項第2号に規定される非開示情報に該当するものである。

公務員の退職については、退職する事実について公表されている慣行はあるものの、本件行政文書に記載されている内容に類する情報が、条例第8条第1項第2号ただし書イに規定される「法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」に該当するものとは認められず、また、本件行政文書に記載されている情報は、公務員の身分に係る情報として人事管理上保有しているものであることから、同号ただし書ロに

規定される「公務員の職務の遂行に係る情報」に該当しないものである。

以上のことから、条例第8条第1項第2号に規定される非開示情報であって、同号ただし書イ及びロの規定に該当しないことから、非開示情報に該当すると判断したものである。

・ 条例第8条第1項第7号該当

本件行政文書には、特定の個人の退職に係る〇〇教育委員会の見解等が記載されており、その内容等が開示されることとなれば、今後の公務員の任免に係る内申について、〇〇教育委員会が率直で公正な意見等の記載を躊躇するおそれがあるなど、事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められることから、条例第8条第1項第7号に規定される非開示情報に該当すると判断したものである。

なお、条例第9条の規定により、条例第8条第1項第2号及び7号の規定に該当するとして非開示とした部分を除いた部分に、有意の情報が記載されていないと明らかに認められたことから、非開示決定をすることが妥当であると判断したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件処分1について

(1) 行政文書の存否を明らかにしない決定について

条例第11条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。通常、行政文書の開示請求が

あったときは、実施機関は当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、行政文書を開示しない旨の決定又は行政文書を保有していない旨の決定をすべきであるが、例えば、特定の個人の病歴に関する情報など、情報の性質によっては、行政文書が存在するか否かを回答しただけで非開示情報が開示されるのと同様の結果を生じ、ひいては非開示情報として保護すべき利益が害される場合がある。同条は、そのような場合、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定ができる旨を定めたものである。ただし、同条の規定は例外的なものであり、その適用に当たっては、これを厳格に解釈し、濫用することのないようにしなければならない。

本件開示請求は、「〇〇（前・〇〇）氏（以下「本件特定個人」という。）の処分歴全て（訓言，嚴重注意含めて全て。〇〇時代からのものすべて）」に係るものであり、実施機関は、「処分歴」という情報、すなわち「過去における分限又は懲戒処分等の有無」という情報が、条例第8条第1項第2号の規定に該当するとして条例第11条の規定を適用していることから、以下、その該当性を検討する。

(2) 条例第8条第1項第2号の該当性について

条例第8条第1項は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」と規定し、また、その第2号において、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」と規定している。これは、行政文書の開示による当該行政文書に記載されている個人の権利利益の侵害を確実に回避し、個人の尊厳及び基本的人権を最大限に保護するため、個人が特定できる情報を包括的に非開示として保護することとしたものであり、さらに、条例第3条第1項後段により、実施機関には、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をすることが義務付けられ、その保護の徹底を図っている。

しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報の中にも、例外的に保護する必要がない情報があるため、条例第8条第1項第2号ただし書は、「イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」又は「ロ 当該個人が公務員等（国家公務員法

(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならないと規定している。

本件開示請求は、個人を特定した上でなされており、本件特定個人の「過去における分限又は懲戒処分等の有無」という情報は、本件特定個人の資質、名誉等に関わり、通常、他人に知られたくない個人に関する情報であることから、条例第8条第1項第2号本文に該当すると認められる。

他方、実施機関が地方公務員法(昭和25年法律第261号)に基づく分限又は懲戒処分を行った場合には、懲戒処分等の公表基準(平成12年4月1日施行。以下「基準」という。)により、事案に応じて氏名等を公表している事実はあるものの、上記のような本件特定個人の「過去における分限又は懲戒処分等の有無」という情報は、基準の施行前のもや基準に該当しないものも含めて、その全てを対象とするものであり、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報には当たらないことから、条例第8条第1項第2号ただし書イの規定には該当しない。また、公務員等の職務遂行の内容に係る情報とも認められず、同号ただし書ロにも該当しない。

したがって、個人を特定した上で行った本件開示請求については、開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、本件特定個人の過去における分限又は懲戒処分等の有無を答えることと同様の結果が生じ、条例第8条第1項第2号の非開示情報を開示することとなるため、条例第11条の規定により本件開示請求を拒否したことは、妥当であると認められる。

3 本件処分2について

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、規則第2条第1項の規定により、〇〇教育委員会から実施機関に提出されたものである。

(2) 条例第8条第1項第2号及び第7号の該当性について

実施機関は、本件行政文書が条例第8条第1項第2号及び第7号に該当するとしていることから、以下、その該当性を検討する。

当審査会において、インカメラ審理により本件行政文書を確認したところ、本件特定個人の生年月日、給料月額、内申事由、学歴等が記載されていることが認められた。これらの情報は、本件特定個人の個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものであることから、条例第8条第1項第2号本文に該当すると認められる。

他方、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報には当たらないことから、条例第8条第1項第2号ただし書イの規定には該当しない。また、公務員等の職務遂行の内容に係る情報とも認められず、同号ただし書ロにも該当しない。

したがって、これらの情報は、条例第8条第1項第2号に該当し、加えて、本件行政文書からこれらの情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと明らかに認められることから、本件行政文書について、非開示としたことは、妥当であると認められる。

なお、実施機関は、本件行政文書の一部が条例第8条第1項第7号にも該当するとしているが、上記のとおり同項第2号の該当性について判断したところにより、非開示としたことは妥当であると認められるので、同項第7号の該当性については判断しない。

4 公益上の理由による裁量的開示について

異議申立人は、〇〇氏の処分歴及び退職の届けについては、出来事の大きさから考えても、明らかにされるべきことと考えると主張している。異議申立人のこの主張は、本件特定個人の過去における分限又は懲戒処分等の有無及び本件行政文書について、条例第10条の公益上の理由による裁量的開示を求めているとも解される。

条例第10条は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に非開示情報が記録されている場合であっても」、現に発生している、又は将来発生する可能性が高い危害等から人の生命等を保護する必要がある場合等で、当該情報を開示することについて、「公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる」と規定しており、条

例第8条により非開示とされる情報であっても、開示することの利益が非開示とされることによる利益に優越すると認められる場合があり得ることから、実施機関の高度な行政的判断により裁量的開示を行うことができることを定めたものである。

また、この場合の「公益上特に必要があると認めるとき」とは、非開示情報の規定によって保護される利益と公益上の必要性とを個別、具体的に比較衡量して判断することになるが、当該非開示情報が個人に関する情報である場合は、条例第3条第1項後段の趣旨に照らし、十分に保護されるよう最大限の配慮がなされることが必要である。

これを本件について見ると、異議申立人は、公益上の理由として出来事の大きさを挙げているところであるが、上記2及び3で判断したとおり、本件特定個人の過去における分限又は懲戒処分等の有無及び本件行政文書には、個人に関する情報が含まれており、これを何人にも公開して、個人情報として保護されるべき権利利益を侵害してまでも優越すべき公益上の理由があるとは認められないことから、条例第10条を根拠に実施機関において公益上の理由による裁量的開示をすることが適当と解することはできない。

5 結論

以上のとおり、本件特定個人の「過去における分限又は懲戒処分等の有無」という情報は、条例第8条第1項第2号本文の規定に該当し、同号ただし書の規定に該当せず、非開示情報に該当することから、実施機関が、本件開示請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで非開示情報を開示することになるとして、条例第11条の規定により、行政文書の存否を明らかにしないとした本件処分1は、妥当である。

また、本件行政文書を開示しないとした本件処分2は、妥当である。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
24. 7. 11	○諮問を受けた（諮問第193号）。
24. 9. 26 (第313回審査会)	○事案の審議を行った。
24. 10. 22 (第314回審査会)	○事案の審議を行った。
24. 11. 28 (第315回審査会)	○事案の審議を行った。
24. 12. 17 (第316回審査会)	○事案の審議を行った。
25. 1. 28 (第317回審査会)	○事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿

(平成24年9月30日まで)

氏名	区分	備考
蘆立順美	学識経験者	
杉山茂雅	法律家	
布田勉	学識経験者	会長職務代理者
森山博	法律家	会長
矢吹真理子	情報公開を理解する者	

(五十音順)

(平成25年2月21日現在)

氏名	区分	備考
蘆立順美	学識経験者	会長職務代理者
坂野智憲	法律家	
渋谷雅弘	学識経験者	
杉山茂雅	法律家	会長
矢吹真理子	情報公開を理解する者	

(五十音順)